

2025 年度「ゲームを活用した探求学習講座」運営業務委託仕様書

1 委託業務名

2025 年度「ゲームを活用した探求学習講座」運営業務委託

2 委託業務の目的

小学生・中学生等の低年齢層に対し、身近なゲームを活用して探求学習の体験機会を提供し、「コミュニケーション能力」や「自身の意見を持つ能力・他者へ伝える能力」を培うとともに、e スポーツ（ゲーム）に対するネガティブイメージを払拭することで、クラブ活動等でも取り組んでもらう環境の構築へつなげ、e スポーツの裾野拡大を図る。

3 委託期間

契約締結の日から 2025 年 11 月 30 日まで

4 委託上限額

上限額 2,094,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

5 業務内容

探求学習講座の開催及びこれにかかる一切の業務（以下の通り）を行うこと。

（1）開催回数・開催時期（予定）

令和 7 年 9 月～10 月頃に 3 回実施

※具体の日程は、契約締結後に事務局と協議のうえ決定すること（協議が整わない場合は事務局の指示に従うこと）。

（2）開催場所

① つくば市

② 日立市

③ 水戸市

※具体の場所は、契約締結後に事務局と協議のうえ決定すること（協議が整わない場合は事務局の指示に従うこと）。

（3）講座の対象者及び定員

- ・対象者：小学生及び中学生（保護者及び教員の同席を可とすること）
- ・定員：30 名以上/回とすること（同席者を除く）

（４）講座の内容

ゲームを活用し、参加者の主体的な学びを促し、他の参加者と意見を交換しながら考えを発表するといった探究学習に資する内容とすること。

具体的内容は事務局と協議のうえ決定すること。

（５）講座の運営

講師との連絡調整（旅費・謝礼の支払を含む）をはじめ、事前準備（許諾等の取得や会場の借り上げを含む）、当日の司会進行、必要機材（ネットワーク環境含む）の手配及び搬出入など、講座開催にかかる一切の業務を行うこと。

※運営補助のボランティアとして学生（高校生や大学生等）が参加する場合、当該学生へのレクも含む。

（６）参加者の募集受付

申込フォームの作成、参加者の管理、参加者からの問合せ等の対応を行うこと。

（７）募集告知用チラシデータの作成

協議会ウェブサイトや公式 X にて使用する告知用チラシデータの作成すること。

（８）アンケートの実施

講座参加者及びその同席者（保護者・教員）に対するアンケートを実施すること。

※アンケートの内容は、今後の改善に活用できるものとし、内容は事務局と協議すること。

（９）実績報告書

開催内容及び結果、記録写真、回収したアンケート、業務実績等を取りまとめた報告書を作成し、事務局へ提出すること。

6 業務委託実施に当たっての留意事項

- （１）受託者は、企画・運営の詳細やスケジュールについて、事務局と十分協議のうえ、決定すること。また、事務局は、本業務の履行につき、著しく不適當と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。
- （２）事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、事務局と十分協議を行うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議してこれを定めるものとする。

- (3) 業務の履行にあたり、効果的・効率的な業務実施体制を整えること。専任者を充てる必要はないが、本業務を優先的に行える人材を充てることとし、参加者等や事務局からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約終了後もまた同様とすること。
- (5) 事業終了後は、当該事業により作成したデータや制作物等を遅滞なく事務局へ提供すること。
- (6) 概算見積書には、講師等への謝金、講座運営費、開催案内チラシ作成・印刷にかかる費用など、本講座にかかる費用の全てを記載すること。

7 事業実施計画書の作成

契約締結後に作成する事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

- (1) 事業企画案
仕様書をもとに、具体的な運営方法等を提案すること。
- (2) 工程計画
業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。
なお、統括責任者及び担当職員については、これまでの業務経歴（受託業務に関連する業務に限る）及び当該年度に実施予定の業務を記載すること。
- (3) 再委託等の有無及び予定

8 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に事務局に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は事務局及びその指定する者の必要な範囲で事務局及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (2) 事務局は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場

合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- (3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、事務局が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、事務局は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当しないとにかかわらず、事務局が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 第三者が権利を有する著作物（ゲーム、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (6) 事務局が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては事務局が提供する。
- (7) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら事務局の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 個人情報等の取扱い

事業実施にあたり個人情報及び法人情報を収集する際は、事務局に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。

10 経理・支払等に関する条件

- (1) 経費については、業務の完了を確認するための検査（委託期間終了後の検査を含む。）において帳簿類等で確認することがある。また、本委託期間中においては、事務局の求めに応じて要した費用を報告すること。
- (2) 本事業において発生した収入は本事業の事業費以外に充てることができない。
- (3) 全ての証拠書類は、本業務完了後、5年間保存すること。